

令和3年10月6日

ご 回 答 書

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者市民サポートちば 御中

〒550-0015 大阪市西区南堀江1丁目11番5号

ナカムラビル6階 南堀江法律事務所

弁護士 山内 憲之

tel 06-6110-9789 · fax 06-6110-9792



前略

当職は、合同会社日本損保サポート（以下「当社」といいます）の代理人です。

貴法人の本年9月8日付け「申入れ書及び要請書」に対し、以下のとおりご回答させていただきます。

- 1 上記書面各記載の貴法人の申入れ内容については、当社と見解を異にする部分が多くみられるところです。
- 2 もっとも、当社としては、貴法人の申入れも踏まえて、今後、新規顧客の獲得に向けた営業・勧誘活動は一切行わないこととしました。すなわち、当社の利用規約の貴法人指摘の個々の記載内容はさておき、その文言の改訂を行うものではなく、利用規約に基づく新規契約の締結自体を行わないこととするものです。

これをもって、貴法人の指摘する問題については、すべてクリアされたものと解しますので、以上をもって回答とさせていただきます。

- 3 なお、前回の書面にてお伝えしたとおり、本件については当職が代理人として対応させていただきますので、ご連絡及び文書の発送は当職あてにお寄せいただけますよう、改めて申し入れます。

草々